

平成23年度 地方における体育奨励事業の補助金について

組合では、被保険者ならびに被扶養者の健康・体力づくりを目的に、毎年健康ハイキングを開催していますが、開催場所の都合等により地方に在勤・在住の方については、参加が困難な状況にあります。

そこで、各事業場毎（支店・営業所等）においてこれに代わる事業等を企画・実施した際に、当該事業に要した経費の一部について補助を行っています。

つきましては、平成23年度も下記の要領により補助金を支給いたしますので、地方の支店・営業所等への周知方よろしく申し上げます。

1. 支給対象者

地方在勤・在住の被保険者

※地方の範囲は、原則として東京・千葉・埼玉・神奈川以外の地域とします。

2. 補助額

被保険者1人あたり1,000円まで（限度）

※事業実施に要した総費用を人数割りした額が1,000円を下回る場合は実費を支給

3. 申込・支給方法

(1) 実施計画書の提出・承認

実施される前に別紙1「体育奨励事業実施計画書」を組合にご提出ください。記載された計画内容に基づき、補助金を支給するか否か決定します。

※事業の内容により、補助金の支給をお認めしない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

■補助金支給が認められる事業の内容（例）

各事業場毎（支店・営業所等）において実施する、ボーリング大会やソフトボール大会等

(2) 補助金支給の申請

事業の実施後、当該事業に要した経費に係る領収書・支出明細書を添付し、別紙2「地方支店体育奨励事業補助金支給申請書」並びに別紙3「連名簿」を組合までご提出ください。

(3) 補助金の支給

「地方支店体育奨励事業補助金支給申請書」に記載された口座に補助金をお振込みいたします。